

## 世田谷区公契約適正化委員会（第4回）次第

日時：令和2年1月30日（木）午後3時  
場所：区役所第2庁舎5階 第5委員会室

### ○ 開会

1. 令和2年度の労働報酬下限額について(報告)
2. 世田谷区公契約条例に関する事業者アンケートの実施について(報告)  
(令和2年1月27日より配付開始)
3. 諮問にかかる中間報告について
4. 令和2年度の審議スケジュールについて
5. 実態調査の結果について(報告)
  - (1) 解体工事
  - (2) 建築工事
  - (3) 土木工事
  - (4) 電気設備工事
  - (5) 給食調理業務委託
6. 令和2年度の実態調査の進め方について
7. その他

### ○ 閉会

#### 配付資料

- ・ 次第
- ・【資料1】世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について
- ・【資料2】世田谷区公契約条例に関する事業者アンケート
- ・【資料3】中間報告（案）
- ・【資料4】公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 スケジュール
- ・【資料5-1、5-2、5-3、5-4、5-5】実態調査の報告
- ・【資料6】令和2年度の実態調査の進め方について（案）

## 【資料1】

令和元年12月17日  
財務部 経理課

### 世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

#### 1 主旨

令和元年11月8日付で提出された令和2年度労働報酬下限額に関する意見書を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

#### 2 労働報酬下限額（時間額）

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上の 工事請負契約	①国土交通省定義の51職種技能 労働者のうち熟練労働者→公共 工事設計労務単価の85% ②見習い・手元等の未熟練労働者、 年金等受給による賃金調整労働 者→公共工事設計労務単価の軽 作業員比70% ③上記に該当しない労働者 →1,070円	①、②：現行と同じ ③：1,130円	①、②：現行と同じ ③： <u>1,130円</u>
(2) 予定価格 2千万円以上の 工事請負契約以 外の契約 (委託等)	1,070円	1,130円	<u>1,130円</u>

#### 3 適用

令和2年4月1日以降に契約する案件から適用

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月下旬	告示（今回の改定に基づく告示）
令和2年 3月	告示（公共工事設計労務単価の変更に基づく告示）
4月	新労働報酬下限額適用開始

## 世田谷区公契約条例に関する事業者アンケート(工事請負契約)

記入者(○をつけてください) : 代表者・役員・本件事務担当者・その他( )

該当する番号に○をつけてください

問1 世田谷区公契約条例(以下「公契約条例」という。)の制度の理解についてお伺いします。

(1) 貴社における公契約条例の周知方法を教えてください。(複数選択可)

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 1. 個別に書面等で周知     | 2. 口頭で周知  |
| 3. 事業所や現場で文書等を掲示 | 4. その他( ) |

(2) 上記(1)などの周知によって、公契約条例の制度をおおむね理解している方をご回答ください。(複数選択可)

- |          |                |           |          |          |
|----------|----------------|-----------|----------|----------|
| 1. 代表者   | 2. 役員          | 3. 管理監督職  | 4. 経理担当者 | 5. 営業担当者 |
| 6. 現場担当者 | 7. 公契約に従事する労働者 | 7. その他( ) |          |          |

問2 事業が公契約条例の対象案件となったことで、工事の質の向上につながりましたか。

- |           |              |           |        |
|-----------|--------------|-----------|--------|
| 1. 質が向上した | 2. 今までと変わらない | 3. 今後向上する | 4. その他 |
|-----------|--------------|-----------|--------|

上記の選択肢を選んだ理由:

問3 公契約条例の制定に伴う貴社の対応等についてお伺いします。

(1) 事務や経費の負担はありますか。

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. ある(下記の欄に負担の具体的な内容をご記入ください。) | 2. なし |
|--------------------------------|-------|

負担の具体的な内容:

(2) 労働報酬下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいますか。

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従業者の何割に該当しますか。

- |         |              |              |         |
|---------|--------------|--------------|---------|
| 1. 一割未満 | 2. 一割以上、三割未満 | 3. 三割以上、五割未満 | 4. 五割以上 |
|---------|--------------|--------------|---------|

(3) 改善されたことはありますか。(例:就業規則や36協定を見直した、給与体系を見直した)

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. ある(下記の欄に改善の具体的な内容をご記入ください。) | 2. なし |
|--------------------------------|-------|

改善の具体的な内容:

問4 当区との契約案件の従事者のうち、世田谷区内在住者及び若年者(15~34歳の従事者)の占める割合を教えてください。(令和2年度以降に世田谷区と契約する案件のうち、回答日時点で最も契約金額の高い案件中における割合。未定の場合は、回答日時点での想定で記入して下さい。)

区内在住者	%	若年労働者	%
-------	---	-------	---

問5 貴社の昨年1年間の受注業務における、公共業務と民間業務の受注割合をご回答ください。

公共業務	%	民間業務	%
------	---	------	---



## 世田谷区公契約条例に関する事業者アンケート(工事以外の契約)

記入者(○をつけてください) : 代表者・役員・本件事務担当者・その他( )

該当する番号に○をつけてください

問1 世田谷区公契約条例(以下「公契約条例」という。)の制度の理解についてお伺いします。

(1) 貴社における公契約条例の周知方法を教えてください。(複数選択可)

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 1. 個別に書面等で周知     | 2. 口頭で周知  |
| 3. 事業所や現場で文書等を掲示 | 4. その他( ) |

(2) 下記(1)などの周知によって、公契約条例の制度をおおむね理解している方をご回答ください。(複数選択可)

- |                |           |          |          |          |
|----------------|-----------|----------|----------|----------|
| 1. 代表者         | 2. 役員     | 3. 管理監督職 | 4. 経理担当者 | 5. 営業担当者 |
| 6. 公契約に従事する労働者 | 7. その他( ) |          |          |          |

問2 事業が公契約条例の対象案件となったことで、業務の質の向上につながりましたか。

- |           |              |           |        |
|-----------|--------------|-----------|--------|
| 1. 質が向上した | 2. 今までと変わらない | 3. 今後向上する | 4. その他 |
|-----------|--------------|-----------|--------|

上記の選択肢を選んだ理由:

問3 公契約条例の制定に伴う貴社の対応等についてお伺いします。

(1) 事務や経費の負担はありますか。

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. ある(下記の欄に負担の具体的な内容をご記入ください。) | 2. なし |
|--------------------------------|-------|

負担の具体的な内容:

(2) 労働報酬下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいますか。

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従業者の何割に該当しますか。

- |         |              |              |         |
|---------|--------------|--------------|---------|
| 1. 一割未満 | 2. 一割以上、三割未満 | 3. 三割以上、五割未満 | 4. 五割以上 |
|---------|--------------|--------------|---------|

(3) 改善されたことはありますか。(例:就業規則や36協定を見直した、給与体系を見直した)

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. ある(下記の欄に改善の具体的な内容をご記入ください。) | 2. なし |
|--------------------------------|-------|

改善の具体的な内容:

問4 当区との契約案件の従事者のうち、世田谷区内在住者及び若年者(15~34歳の従事者)の占める割合を教えてください。(令和2年度以降に世田谷区と契約する案件のうち、回答日時点で最も契約金額の高い案件中における割合。未定の場合は、回答日時点での想定で記入して下さい。)

区内在住者	%	若年労働者	%
-------	---	-------	---

問5 貴社の昨年1年間の受注業務における、公共業務と民間業務の受注割合をご回答ください。

公共業務	%	民間業務	%
------	---	------	---

問6 工事以外の業務委託、物品購入等の契約に関しては、予定価格が2000万円以上の公契約に労働報酬下限額が定められており、令和2年度は、1時間あたり1130円となります。この金額については妥当だと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1. 妥当である      2. 高すぎる      3. 低すぎる      4. わからない

理由

問7 当区と締結している契約の種類と人件費比率を教えてください。

(複数の契約案件がある場合、令和2年度以降に契約する案件のうち、回答日時点で最も契約金額の高い案件についてご回答ください。)

<契約の種類>

1. 業務委託      2. 物品購入      3. 印刷      4. その他 (      )

<人件費比率>

%

問8 現在、工事以外の契約(業務委託、物品購入等)に関しては、一律の労働報酬下限額を定めていますが、今後、一部の職種あるいは業務にも労働報酬下限額を定めることについて検討を進めています。仮にこれらが定められた場合、貴社にとってどのような影響があると思いますか。

また、設定が望ましいとお考えの職種等がありましたら、理由とともに意見欄にご記入ください。

(職種別の例：保育士 1時間あたり〇〇円、警備員 1時間あたり△△円)

(業務別の例：清掃業務 1時間あたり〇〇円、施設管理業務 1時間あたり△△円)

1. 影響がある      2. 影響はない      3. わからない

意見欄:

問9 予定価格が50万円を超える契約の締結の際、「労働条件確認帳票(チェックシート)」の提出をお願いしていますが、受注者として内容の見直しが必要と思う事項はありますか。「ある」とご回答の場合は、具体的な事項とその理由をご記入ください。

1. ある      2. なし      3. わからない

見直しが必要な事項とその理由:

問10 公契約条例についての考えやご意見やご要望等をご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 スケジュール(予定)

		公契約適正化委員会 労働報酬専門部会	区の動き 予算編成スケジュール	国・都の動き その他
		(令和元年度実績に基づく想定)		
2年度 (2020 年度)	4月	第1回委員会	新労働報酬下限額適用	
	5月	5月下旬 第1回専門部会		臨時会
	6月	6月下旬～ 第2回委員会		2定
	7月	↑ 第2回専門部会		【東京労働局東京地方最低賃金審議会】 諮問 【厚生労働省中央最低賃金審議会】 諮問→答申
	8月	↓		上旬【東京労働局】答申
	9月		各部予算見積り	上旬【東京労働局】公示
	10月	↑	令和3年度予算編成作業	上旬【東京労働局】発効 特別区人事委員会勧告
	11月	↑ 第3回委員会		4定
	12月	↓	↓ 常任委員会報告→告示 当初予算(原案)	
	1月	↑ 第4回委員会(答申)	当初予算案内示【下旬】	
	2月	↓		1定 【国土交通省】公共工事設計労務単価を決定
		3月		告示 当初予算案議決
3年度 (2021 年度)	4月			
	5月	任期 5月31日まで		

一部資料については  
他の機関作成等の理由により  
非公開とする。